

予防技術検定模擬テスト

— 解説付 —

No.46

【共通】問1 次に掲げる設備のうち、消防法令上、対象火気設備等に該当しないものを1つ選べ。

- (1) ストープ（移動式のもの）
- (2) ヒートポンプ冷暖房機
- (3) 内燃機関を原動力とする発電設備
- (4) ネオン管灯設備

【消防用設備等】問1 消防法施行令別表第一(16)項に掲げる防火対象物の部分で、同表各項（(16)項～(20)項を除く）の防火対象物の用途のいずれかに該当する用途に供されるものは、消防用設備等の設置及び維持の技術上の基準の規定の適用については、一部の規定を除き、当該用途に供される一の防火対象物とみなすこととされている。次の消防用設備等のうち、この除外規定が一部でも適用されるものを1つ選べ。

- (1) 屋内消火栓設備
- (2) 漏電火災警報器
- (3) 非常警報器具
- (4) 連結送水管

【消防用設備等】問2 消防用設備等の非常電源に関する次の記述のうち、消防法令上誤っているものを1つ選べ。

- (1) 屋内消火栓設備の非常電源として非常電源専用受電設備の設置が認められるのは、非特定防火対象物又は延べ面積が1,000㎡未満の特定防火対象物に設置される場合に限られる。
- (2) スプリンクラー設備の非常電源の容量は、スプリンクラー設備を有効に30分間以上作動できるものでなければならない。
- (3) 延べ面積が1,000㎡以上の特定防火対象物に設ける自動火災報知設備の非常電源は蓄電池設備（直交変換装置を有する蓄電池設備を除く）又は燃料電池設備としなければならない。
- (4) 客席誘導灯の非常電源は、直交変換装置を有しない蓄電池設備によるものとし、その容量は誘導灯を有効に20分間作動できる容量以上でなければならない。

【防火査察】問1 消防法第4条に基づき実施する立入検査に関する記述のうち、適当でないものは次のうちどれか。

- (1) 立入検査において、直接検査等に関係のない質問や行為を繰り返すことは、みだりに防火対象物の関係者等の業務を妨害したことに該当する場合がある。
- (2) 立入検査の実施に際し、関係者が、検査を実施することで適正な業務執行に影響を与えることを理由に検査を拒否した場合は、立入検査実施の必要性と比較して、検査拒否の正当な理由と認められる場合がある。

(3) 立入検査において、違反状況を客観的に明らかにするため、カメラ撮影をしようとしたが、関係者が撮影を拒否した場合は、カメラ撮影を無理に実施することなく、図面を作成するなどして、違反状況を記録するべきである。

(4) 立入検査の実施に際し、飲食店のアルバイト従業員が証票の提示請求をしたが、消防職員は、証票を提示せず、立入検査を実施しようとしたところ、立入を拒否された。この立入の拒否は、店長からの証票の提示請求ではないので、正当な理由と認められない。

【防火査察】問2 消防法第4条に基づき実施する立入検査の検査結果の通知は、原則として、文書（通知書）で行いますが、通知書の関する記述のうち、適当でないものは次のうちどれか。

- (1) 通知書は違反改修の履行義務者に対し通知し、通知しようとする内容に関して履行義務者が複数のときは、それぞれの義務者あて個別に通知する。
- (2) 通知書の名あて人については、重大な消防法令違反が確認された場合、名あて人の特定は慎重に行い、必要に応じ、住民票の写しや建物の登記事項証明書、法人の登記事項証明書等により確認する。
- (3) 通知書は、検査の結果判明した消防法令違反及びその他の事項について通知するものであるが、違反事実の発生箇所及び根拠法令について明確にするよう作成する必要がある。
- (4) 通知書の交付は、改修意思等を確認するとともに、必要に応じて具体的な改修方法を示す必要があることから、必ず、名あて人に直接交付する必要がある。

【危険物】問1 製造所等について、許可を取り消し、又は期間を定めてその使用の停止を命ずることができる場合として規定されていないものはどれか。

- (1) 定期点検を実施しなかったとき。
- (2) 危険物保安監督者を定め、危険物の取扱作業に関して保安の監督をさせなかったとき。
- (3) 位置、構造及び設備の技術上の基準に適合させる旨の改修命令に違反したとき。
- (4) 完成検査を受けずに製造所等を使用したとき。
- (5) 許可を受けずに、製造所等の位置、構造又は設備を変更したとき。

【危険物】問2 次の用途の中で、給油又はこれに附随する業務のための用途とされていないものはいくつあるか。
自動車等の洗浄のために給油取扱所に入入りする者を対象と

した飲食店
給油取扱所の所有者等が経営する賃貸共同住宅
給油取扱所の本店事務所
軽油の詰替えのための作業場

自動車等の点検・整備のために給油取扱所に入出入りする者を
対象とした展示場
(1) 1つ (2) 2つ (3) 3つ (4) 4つ (5) 5つ

昇任試験実力養成講座・予防技術検定模擬テスト〈解答と解説〉

〔地方自治〕

問1 答 (2)

- 解説 (1) 地方自治法第2条第9項参照。
(2) 地方自治法第2条第3項参照。市町村が住民の日常生活に直結する事務処理を幅広く包括的にその任務とする。
(3) 地方自治法第2条第13項参照。
(4) 地方自治法第2条第6項参照。

問2 答 (2)

- 解説 (1) 地方自治法第13条の2参照。
(2) 地方自治法第10条第1項参照。自然人、法人の双方を含む。
(3) 地方自治法第10条第2項参照。
(4) 地方自治法第11条参照。「日本国民たる」普通地方公共団体の住民と規定。

〔公務員法制等〕

問1 答 (3)

解説 後段は正しいが(地方公務員法第11条第4項)、前段が誤り。人事委員会又は公平委員会の議事は、出席委員の過半数で決することとされている(同条第3項)。

問2 答 (5)

解説 社会教育委員については、(1)前段の法理があてはまり、外国人に委嘱することは適当でないとされている(行政事例昭和44・6・16 公務員一課決定)。なお、一般職の地方公務員か特別職の地方公務員かということによらず、地方公務員に外国人を任用するかどうかについては、各地方公共団体が(1)の法理を踏まえながら責任をもって適切に判断するものとされている。

〔消防組織〕

問1 答 (1)

解説 都道府県知事は、地震等の非常事態の場合において、市町村長、水防法第2条に規定する水防管理者のみならず、市町村の消防長に対しても、災害の防御の措置に関し、必要な指示をすることができる(消防組織法第43条)。

問2 答 (3)

解説 第一次編成陸上部隊として、地震発生後、直ちに出勤可能な都道府県隊指揮隊、消火部隊、救助部隊及

び救急部隊等をあらかじめ指定しておくこと。

〔消防教養〕

問1 答 (2)

- 解説 (1) 消防組織法第8条参照。
(2) 地方財政法第16条により、「その施策を行うため特別の必要があると認めるとき又は地方公共団体の財政上の特別の必要があると認めるとき」には、国は国庫補助金を交付することができるとしている。
(4) 地方財政法第5条参照。

〔消防法規〕

問1 答 ①審査請求、②異議申立て、③30日、④時価、⑤市町村

解説 消防法第5条の4、同法第6条参照。

問2 答 ①飲食店、②廊下、③階段、④避難口、⑤防火戸

解説 消防法第8条の2の4参照。

問3 答 (4)

- 解説 (1) 防火管理者を解任したときも届け出なければならない。
(2) 消火、通報及び避難の訓練は定期的実施しなければならない。
(3) 必要に応じて防火対象物の管理について権限を有する者の指示を求め、誠実にその職務を遂行しなければならない。

問4 答 (4)

解説 消防法施行規則第1条の3参照。

〔消防設備〕

問1 答 ①消防長又は消防署長、②位置、構造又は設備、③基準、④延焼のおそれ、⑤最少限度

解説 消防法施行令第32条参照。

問2 答 (3)

解説 消防法施行令第7条第2項参照。

問3 答 (4)

- 解説 消防法施行令第19条第1項参照。
(1)(2)(3) 1階及び2階の部分の床面積合計が基準未満。

〔警防〕

問1 答 (1)

解説 林野火災では、活動が広範囲に及ぶことから、指揮本部長は、各局面における指揮者を設定するとともに各局面の状況を把握し、一元的な指揮体制を確立する。

問2 答 (1)

解説 硫化リンの火災は注水ではなく、乾燥砂等で窒息消火する。

問3 答 (3)

- 解説 (1) 火災警戒区域に関する記述である。
 (2) 火災警戒区域に関する記述である。
 (4) 消防警戒区域に関する記述である。
 (5) 消防警戒区域に関する記述である。

〔救急〕

問1 答 (5)

解説 平成16年の三大死因は、悪性新生物、心疾患、脳血管疾患である。

問2 答 (5)

解説 一酸化炭素中毒では、SpO₂の値が不正確になるので、SpO₂の値が100%だからといって酸素投与をやめてはならない。一酸化炭素 (CO) 中毒は、火災事故や閉鎖空間での石油、木炭、練炭などの不完全燃焼、自動車の排気ガスの引き込みによる自殺企図などで発生する。空気より軽く無色・無臭の気体である。一酸化炭素 (CO) は血液中のヘモグロビンとの親和性が高く、酸素の200倍以上の親和力で結合し、一酸化炭素ヘモグロビン (Co-Hb) を形成する。このため、ヘモグロビンは酸素を運搬できなくなり、組織は低酸素となって臓器障害が発生する。

問3 答 (2)

- 解説 (1) 杓創
 (3) 切創
 (4) 割創
 (5) 銃創

予防技術検定模擬テスト

〔共通〕

問1 答 (1)

- 解説 (1) 対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令第3条第6号。
 (2) 同条第12号。
 (3) 同条第16号。
 (4) 同条第18号。

〔消防用設備等〕

問1 答 (2)

解説 本問は、消防法施行令第9条に定める複合用途防火対象物の原則と、かっこ書きに列挙されている例外規定について問うたものである。本問中では漏電火災警報器関係規定 (令第22条第1項第6号及び第7号) のみかっこ書きに列挙されている。なお、他に列挙されている規定は、スプリンクラー設備 (第12条関係)、自動火災報知設備 (第21条関係)、ガス漏れ火災警報設備 (第21条の2関係)、非常警報設備 (第24条第2項、第3項関係)、避難器具 (第25条関係) 並びに誘導灯及び誘導標識 (第26条関係) に関する一部の規定である。これらの規定は、複合用途防火対象物を個々の用途の単純な集合体とみなして適用することが適当でないと考えられるものである。

問2 答 (3)

- 解説 (1) 消防法施行規則第12条第1項第4号。
 (2) 消防法施行規則第12条第1項第4号ロ (イ)、規則第14条第1項第6号の2。
 (3) 消防法施行規則第24条第4号イ。
 (4) 消防法施行規則第28条の3第4項第10号。

〔防火査察〕

問1 答 (4)

- 解説 (1) 違反処理マニュアルにより適当。
 (2) 違反処理マニュアルにより適当。
 (3) 違反処理マニュアルにより適当。
 (4) 証票の提示請求は、店長のみならず、関係のある者 (関係者又は関係者の代理人、使用人その他の従業員等) が請求できるものであり、関係のある者からの請求があるにも関わらず、証票を提示しないことを理由に立入を拒否された場合は、正当な理由と認められる。

問2 答 (4)

- 解説 (1) 違反処理マニュアルにより適当。
 (2) 違反処理マニュアルにより適当。
 (3) 違反処理マニュアルにより適当。
 (4) 行政指導である通知書の交付は、可能であれば、名あて人に直接交付すべきであるが、名あて人と相当の関係にある者 (名あて人の従業員若しくは配偶者又は防火管理者等) に直接交付する場合や後日郵便等で名あて人に郵送する場合もあることから、不適当。

〔危険物〕

問1 答 (2)

解説 製造所等について、位置、構造及び設備の技術上の基準に適合させ、これを維持することに関する重大な違反がある場合に、その所有者等に対し、許可の取

消、又は使用の停止を命ずることができることとされている。

〔参照条文〕 消防法第12条の2第1項。

問2 答 (1)

解説 給油取扱所の関係者及び給油等のために給油取扱所を利用する者以外の者の出入りを防止して、給油取

扱所における事故の発生・拡大を防止する観点から、給油等の用途に供する建築物以外の建築物等は、設置できないこととされている。したがって、給油取扱所の所有者等が居住する住居を除き共同住宅等の設置は出来ない。

〔参照条文〕 危険物の規制に関する規則第25条の4第1項、危険物の規制に関する政令第17条第1項第16号。

昇任試験実力養成講座・小論文

解答例

組織目標を高め、達成度を上げていくためには、職場が活気に満ちてしていなければならない。しかし、一般的には職場が活気を失っていることを見逃したまま放置されているケースも少なくない。特に、利益を追求しない公務員関係の職場においては、問題を抱え沈滞した状況にあっても、改善が図られないことが多いように思う。通常、社会変化に対応した行動ができない、職場の目標があいまい、あるいは、意思決定が遅く指示系統が乱れているような職場は、基本的に活性化していないとみて間違いないようだが、こうした職場では、上司に対して不平不満が多く、部下からの積極的な提案や意見が少ないほか、前例や慣例を重視するばかりで、新しいことには全くチャレンジしないという傾向が強い。

活性化していない兆候があらわれたときには、管理者は速やかに手をうつ必要がある、躊躇してはならない。職場を活性化するための要素としては幾つか考えられるが、一般的には①職員的能力、②職場の仕組み、③職場風土の三つについて改善を図ることがよいといわれている。

①職員的能力という点では、担当させている業務が職員的能力に見合ったものになっているかどうかを考慮されなければならない。業務の内容があまり難し過ぎると無力感を感じて放棄するようになり、反対に易し過ぎると軽視し意欲的に取り組まなくなる。業務のやり方を工夫したり、人事異動や教育の充実で職員的能力を向上させるなどの措置が望まれる。

次に、②職場の仕組みの点では、担当業務の割り当て、職場の意思決定や業務に関する手続きなどが十分に整備されていな

いと、職員がいかに努力しても効果が期待できず、結果的に働き難い職場にしてしまうことがある。担当業務を割り当てるに当たっては注意しなければならない点が幾つかある。あまり専門性を強くしたり、分業制を高めると、業務の能率は上がっても職員の働く意欲や興味を失わせることがある。業務の始まりから結果までの全過程が担当した職員に分かるような分担をする方がいい。つまり、思い切って部下職員に業務を任せ、その結果責任は上司が取るという姿勢こそ重要なのである。職場の慣行等から従来の意思決定や業務手続きを改善するのは困難な場合も予想されるが、先ずはできるところから手を付けていくべきだろう。

③の職場の風土については、業務の失敗に対して上司が激しく叱責するとか、自由な意見やものが言えない雰囲気ではそもそも職員が新しいことにチャレンジしようという意欲も起こさないし、業務を怠けている者に対して注意も与えず見て見ぬふりをするような職場では懸命に業務に専念しようという気運すら生まれてこない。職場を活性化するには職場風土を良くすることが大切である。職場の風土を高めるためには、よい人間関係を築きあげなければならない。仲間意識を醸成し、積極的に協力しながら業務を進めていくためには円滑な人間関係の構築は欠かすことができない。しかし、職場が活性化されるには、職場の目標達成のために職員相互に緊張感をもった人間関係がなければならず、人間関係ばかりが優先されてはならないことに注意しなければならない。

違反処理業務執行上の参考図書三部作シリーズ 好評発売中!!

新訂

火災違反処理の基礎
予防改正消防法・行政事件訴訟法対応版

■ 関 東一著 (消防大学校客員教授)
A5判 / 280頁 定価2,600円

● 違反処理の重要な措置である警告、命令、許可の取消し、告発及び代執行について、わかりやすく解説した基本的な実務書!

消防官のための
刑事訴訟法入門

■ 関 東一著 (消防大学校客員教授)
A5判 / 326頁 定価2,500円

● 刑事訴訟に関する解説とともに、告発に関する基本的事項、消防法令違反の立証方法等をよりやさしく解説した入門書!

新版

消防刑法入門

■ 関 東一著 (消防大学校客員教授)
A5判 / 320頁 定価2,800円

● 消防法や火災予防条例(例)上の罰則を適用するに際し、一般理論・犯罪の成立要件などをわかりやすく解説した入門書!

近代消防社 〒105-0001 東京都港区虎ノ門2丁目9番16号(日本消防会館内) TEL03-3593-1401 FAX03-3593-1420